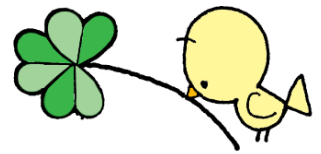




綾部市



不妊治療費等助成事業のお知らせ

綾部市では、不妊または不育治療を受けている方へ治療費の一部を助成しています。

◆対象者

以下の要件をすべて満たす方

1. 京都府内に1年以上住所を有し、綾部市に住民登録をしている間に治療を受けた方
2. 各種健康保険に加入している方
3. 人工授精の助成を申請する場合、法律上の婚姻をされている夫婦

◆助成内容

治療の内容	一般不妊治療	不育治療
対象の治療	医療保険が適用される不妊治療、及び人工授精	医療保険が適用される不育治療 (へパリン注射、不育症の原因の検査)
助成内容	自己負担額の2分の1。ただし、年度毎に限度額があります。	
助成限度額	医療保険が適用される治療のみを申請する場合は、年度につき6万円 人工授精を含む治療を申請する場合は、年度につき10万円	1回の妊娠につき10万円 (1回の妊娠とは、不育症の原因検査から出産または流産するまでの期間)
申請期間	治療日から1年以内	

◆申請方法

① 不妊治療費等助成金交付申請書

- ・夫婦ともに治療を受けている場合は1人分ずつ申請書をご記入ください。
- ・年度がまたがる治療の場合は、年度毎に申請書をご記入ください。

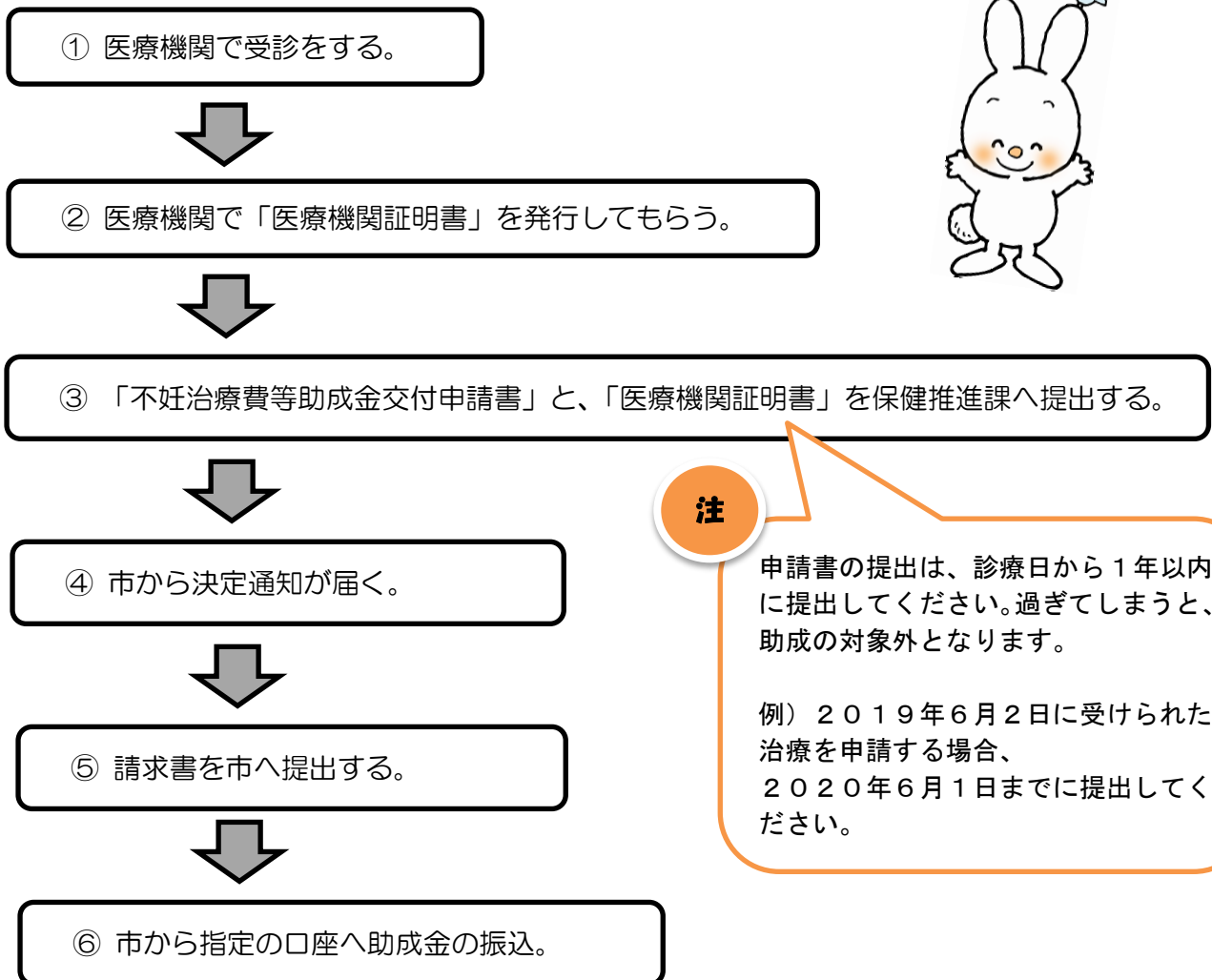
② 医療機関等証明書

- ・治療内容により一般不妊治療医療機関証明書、不育治療医療機関証明書の2つの様式があります。
- ・院外処方薬にかかった費用についても薬局からの「医療機関証明書」が必要です。

上記2点を診療日から1年以内に保健推進課へ提出してください。

直接窓口申請に来られる場合は、印鑑と振込先の口座番号を確認できる書類（通帳など）もお持ちください。

◆申請の流れ



注

申請書の提出は、診療日から1年以内に提出してください。過ぎてしまうと、助成の対象外となります。

例) 2019年6月2日に受けられた治療を申請する場合、2020年6月1日までに提出してください。

助成は、治療を受けた年度ごとに、自己負担金の2分の1を補助します。
転入された場合など、綾部市以外の自治体で助成された額は合算されます。



※ 特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）の助成の申請窓口は、京都府下の保健所です。
申請書類は市保健推進課にも設置しています。
詳細は京都府子育て政策課（電話 075-414-4727）または京都府中丹東保健所（電話 0773-75-0806）へお尋ねください。

問い合わせ先

綾部市保健推進課母子保健担当
綾部市青野町東馬場下15番地の6（綾部市保健福祉センター内）
電話：42-0111 FAX：42-5488
E-mail：hokensuisin@city.ayabe.lg.jp